八	腐朽・破損の有無
ニ	建物全体の階数
ホ	敷地に接している道路の幅員
ヘ	建物内総住宅数
ト	設備に関する事項

［2　略］

（統計調査員）

第八条　［1～3　略］

4　特別の事情により調査員が第二項の事務の一部を行うことができないときは、市町村長の定めるところにより、指導員が当該事務を行うものとする。

［5～7　略］

（調査の方法及び期間）

第十三条　［略］

2　調査員又は民間事業者等は、世帯員の不在等の事由により、前項に規定する方法による調査を行うことができないときは、第六条第一項第一号イからハまで、同項第三号ヲ及び同項第七号に掲げる事項を当該世帯の世帯員以外の者に質問することにより調査することができる。

3　調査員又は民間事業者等は、世帯の存しない住宅については、第六条第一項第三号ル及びヲ並びに同項第七号に掲げる事項を当該住宅を管理する者その他の者に質問することにより調査するものとする。

4　前三項の規定による調査は、実施年の九月十五日から翌月二十三日までの間において行う。

（事務の委託）

第十三条の二　都道府県知事は、次に掲げる施設の区域を区域とする調査単位区について、第八条第二項の規定により調査員が行うこととされている事務を当該施設を管理し、又は運営する法人その他の団体に委託して行うことができる。

一　共同住宅又は長屋

二　寄宿舎等

三　社会福祉施設（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第一項に規定する社会福祉事業に係る施設をいう。）及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム（入所により利用されるものに限る。）

四　病院等

2　前項の場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八条第二項	統計調査員	第十三条の二第一項の規定により都道府県知事から調査員が行うこととされてい

［2　同上］

（統計調査員）

第八条　［1～3　同上］

4　前二項の規定にかかわらず、特別の事情により調査員が第二項の事務の一部を行うことができないときは、市町村長の定めるところにより、指導員が当該事務を行うものとする。

［5～7　同上］

（調査の方法及び期間）

第十三条　［同上］

2　調査員又は民間事業者等は、世帯員の不在等の事由により、前項に規定する方法による調査を行うことができないときは、第六条第一項第一号ハ、同項第二号イからヘまで及びリ、同項第三号イからハまで並びに同項第五号に掲げる事項を当該世帯の世帯員以外の者に質問することにより調査することができる。

3　調査員又は民間事業者等は、世帯の存しない住宅については、第六条第一項第一号ハ、同項第二号イからヘまで、リ及びワ並びに同項第五号に掲げる事項を当該住宅を管理する者その他の者に質問することにより調査するものとする。

4　前三項の規定による調査は、実施年の九月二十三日から翌月二十四日までの間において行う。

［新設］